

第 3 1 号議案

旧慣による公有財産の使用権の廃止について

下記の公有財産（溜池）に係る用水の使用権その他一切の旧来の慣行を廃止したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 名称 北ノ庄小池
- 2 所在地 亀岡市千代川町北ノ庄西山田 2 1 番
- 3 地目 溜池
- 4 地積 1, 1 7 6 m²

旧慣による公有財産の使用権の廃止について

- 1 名 称 北ノ庄小池
- 2 所在地 亀岡市千代川町北ノ庄西山田 2 1 番
- 3 地 目 溜池
- 4 地 積 1 , 1 7 6 m²